

竹原市小中一貫教育基本方針

1 目的

今日、少子化や核家族化等による子どもを取り巻く環境変化が進み、学力や生徒指導上の諸問題と併せて、学校の在り方の見直しや教育課題への早急な対応が求められている。こうした中、諸課題に対応して質の高い教育活動を展開し、市民から信頼される学校づくりを進めるために、小中一貫教育に取り組む。

2 範囲

竹原市立小中学校は、これまでの小中連携教育の実践を土台として、4中学校区で小中一貫教育を推進する。

3 方法

小中一貫教育を中学校区の実態に応じて、二つの型で推進する。

- (1) 一体型小中一貫教育 (施設一体型)
- (2) 連携型小中一貫教育 (施設分離型)

4 手順

各中学校区で行う小中一貫教育の型は、平成19年3月答申の『竹原市立小中学校における「通学区の弾力化」及び「小中一貫教育」の在り方について』に基づいて検討し、一体型小中一貫教育の実施については、当該中学校区における設立検討委員会の報告をまって決定するものとする。

5 実施内容

- (1) 学習指導要領に定められた範囲内で、小中学校9年間の連続したカリキュラムを軸に、地域の特色を生かした教育課程を編成する。
- (2) 小学校と中学校の児童生徒の異学年交流を授業、行事、児童会生徒会活動等において計画的に位置付け、積極的に推進する。
- (3) 小中学校間の教職員が協働した複数教員による協力指導や小学校高学年への教科担任制を計画的に推進する。
- (4) 地域との連携により、多くの人との関わりの場を創出し、心の教育や地域ぐるみの学校づくりを推進する。

6 推進協議会

「小中一貫教育推進協議会」(以下「推進協議会」)を設置し、中学校区相互の連携・交流を図り、市内小中一貫教育のより一層の充実に努める。また、中学校区ごとにそれぞれ地区部会を設けて、各中学校区で一体となった教育環境づくりを推進する。